

平成22年7月2日判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官 鈴木俊昭

平成22年(ワ)第7490号 受託事務報告等請求事件

口頭弁論の終結の日 平成22年6月18日

判 決

原 告 [REDACTED]
同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗
同 白 井 晶 子
同 太 田 賢 志
同 佐 藤 顕 子

東京都新宿区西新宿一丁目1番6号 ミヤコ新宿ビル11階

被 告 スタンレーフィナンシャルコーポレーション
株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙報告事項記載の事項につき書面をもって報告せよ。
- 2 被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成22年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

- 1 原告は、主文1及び2と同旨の判決を求め、別紙のとおり請求原因を述べた。
- 2 被告は、本件第1回口頭弁論期日において擬制陳述された答弁書においては、請求棄却を申立てるのみで請求原因1ないし3に対する認否をせず、これらの事実を争うことを明らかにしないから、これらを自白したものとみなす。

なお、被告が当裁判所に提出したものの、その後の口頭弁論期日に出頭しなかったために陳述されなかった平成22年5月21日付け準備書面には、請求原因1ないし3の事実については認める旨の記載がある。

- 3 そして、請求原因1ないし3の事実によると、被告は、原告に対し、本件取引の終了に伴い、受託した事務に係る経過及び結果を遅滞なく報告すべき義務を負うものと解すべきであるし（商法552条2項、民法645条）、報告すべき事項の内容からすれば、その報告は書面によることが相当と認められるから、請求原因4の主張は理由がある。また、弁論の全趣旨によると、被告が原告の請求に対して報告を拒み続けていることに正当な理由があるものとは解されず（前記準備書面にもその点に関する記載は存在しない。）、そうだとすれば、かかる被告の対応は原告に対する不法行為を構成するものと解されるどころ、これによる原告の損害を金銭評価すると10万円を下らないものと解されるから、請求原因5の主張も理由がある。
- 4 以上によると、原告の本訴請求はいずれも理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判官 日 景 聡

(別紙)

報 告 事 項

第1 原告が被告に委託した海外商品市場における商品先物取引の内容及び結果に関する以下の事項

- 1 取引所名
- 2 上場商品（種類）名
- 3 限月
- 4 約定年月日
- 5 新規・仕切の別
- 6 場節
- 7 売数量又は買数量
- 8 約定値段
- 9 総取引金額
- 10 取引所税
- 11 委託手数料
- 12 消費税

第2 原告が上記第1の取引に関して被告に預託した金銭の処理の内容及び結果に関する以下の事項

- 1 処理の年月日
- 2 入金，出金の別
- 3 金額
- 4 証拠金，帳尻金の別

以 上

(別紙)

請 求 原 因

- 1 被告は、海外商品市場における商品先物取引の受託等を業とする株式会社である。
- 2 原告は、平成21年8月26日、被告との間で、海外商品市場における商品先物取引の委託基本契約を締結し、これに基づき、被告に対して継続的に取引を委託していた（以下「本件取引」という。）。
- 3 原告は、平成22年2月2日、代理人弁護士作成の配達証明付内容証明郵便により、被告に対し、本件取引を終了する旨の意思表示を行うとともに、別紙記載の事項について報告を求めたが、被告は、同月25日付け書面をもって、これに応じない旨の意思を明らかにした。
- 4 被告は商法上の問屋であり、委託者である原告の間では民法上の委任の規定が準用される（商法552条2項）、受任者は、委任者の請求があるときはいつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない（民法645条）。そうすると、原告は、継続的取引である本件取引の終了に伴い、被告に対し、その開始から終了に至るまでの本件取引の全経過について一括して報告を求めることができるというべきである。

また、先物取引の委託契約に係る債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求において、取引履歴等の検討は必要不可欠であり、その点の報告を受けることができなければ、原告の被告に対する本件取引に係る損害賠償請求に極めて重大な支障を来すこととなる反面、被告においてかかる報告を行うことに特段の負担が生じるとは考えられないことからすれば、被告は、原告の開示請求が濫用にあたるなどの特段の事情がない限り、本件契約に基づく信義則上の付随義務として、原告に対して取引履歴等を開示し、これを報告する義務を負うものというべ

きである。

そして、報告すべき事項が多数回にわたる取引に関するものであることからすると、報告の方法として口頭によることは不相当であり、書面による報告を求めることができるものというべきである。

- 5 さらに、前記のような原告にとっての取引履歴等の意義ないし重要性によると、被告がその報告を拒むことは、本件契約に基づく報告義務の不履行であるとともに、原告に対する不法行為を構成するものというべきである。

原告は、かかる被告の不法行為により、被告に対する損害賠償請求を行うに必要不可欠な情報を得られず、その請求手続に時間的遅れが生じ、法的に不安定な状態に置かれるとともに、弁護士に委任して本件訴えを提起することを余儀なくされた。これによる原告の精神的苦痛に対する慰籍料及び弁護士費用は、合計10万円を下らないから、被告は、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成22年3月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払義務を負うものというべきである。

以 上

これは正本である。

平成 2 2 年 7 月 2 日

東京地方裁判所民事第 4 4 部

裁判所書記官

鈴木俊昭

